また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年８月 13 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営大和紀伊平野土地改良事業変更計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成26年８月14日から平成26年９月10日まで

３　縦覧場所

奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡大淀町、和歌山県和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町及び同郡九度山町各事務所

国営十津川紀の川土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営十津川紀の川土地改良事業（維持管理）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年８月 13 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営十津川紀の川土地改良事業変更計画書（維持管理）の写し

２　縦覧期間

平成26年８月14日から平成26年９月10日まで

３　縦覧場所

奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡大淀町、和歌山県和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町及び同郡九度山町各事務所

国営第二十津川紀の川土地改良事業計画の変更の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の３第１項の規定に基づき、国営第二十津川紀の川土地改良事業（農業用用排水）計画を変更したので、同条第６項において準用する同法第87条第５項の規定により公告し、土地改良事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この変更計画については、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第７項の規定による決定に不服がある者は、同法第87条の３第６項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 26 年８月 13 日

農林水産大臣　林　　芳正

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営第二十津川紀の川土地改良事業変更計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成26年８月14日から平成26年９月10日まで

３　縦覧場所

奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、同郡三宅町、同郡田原本町、高市郡高取町、同郡明日香村、北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、吉野郡大淀町、和歌山県和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町及び同郡九度山町各事務所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２６年（家）第４２６号

和歌山市岡山丁26番地

申立人　山本美佐子

国籍不明、最後の住所和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅921番地１、死亡の場所和歌山県有田郡、死亡年月日西暦2014年１月15日、出生の場所不明、出生年月日西暦1939年７月17日、職業不明

被相続人　亡　アーサー　スタヴリナキこと　スタヴリナキ　ヴラディミロス　カーヒン

催告期間満了日　平成27年２月24日

和歌山家庭裁判所

平成２６年（家）第６７２号

島根県出雲市小山町283―１ツインタワーブレス２階周藤法律事務所

申立人　周藤　　滋

本籍島根県大田市久手町波根西395番地１、最後の住所島根県大田市波根町1563番地２、死亡の場所島根県大田市、死亡年月日平成24年８月21日頃から31日頃までの間、出生の場所島根県安濃郡久手町、出生年月日昭和23年２月４日、職業無職

被相続人　亡　三谷　明二

催告期間満了日　平成27年３月２日

松江家庭裁判所出雲支部

平成２６年（家）第７２２６号

福岡市中央区大名１丁目８番20号大名クリエイトビル６階

申立人　吉田　知弘

本籍群馬県安中市板鼻1472番地、最後の住所福岡市早良区内野１丁目９番12号、死亡の場所福岡市早良区、死亡年月日平成24年11月14日、出生の場所佐賀県西松浦郡波多津村、出生年月日昭和８年７月25日、職業無職

被相続人　亡　平松　俊邦

催告期間満了日　平成27年２月28日

福岡家庭裁判所

平成２６年（家）第７０５５号

福島県いわき市好間町下好間字鬼越24番地の２

申立人　宇津　　昇

本籍福島県いわき市大久町大久字中ノ内10番地、最後の住所福島県いわき市平赤井字浅口16番地の39、死亡の場所福島県いわき市、死亡年月日平成21年６月13日、出生の場所茨城県多賀郡華川村、出生年月日大正13年11月８日、職業無職

被相続人　亡　今田　久枝

催告期間満了日　平成27年２月27日

福島家庭裁判所いわき支部

平成２６年（家）第９７２号

埼玉県さいたま市浦和区高砂３―７―２　浦和ＭＴビル４階　飯塚法律事務所

申立人　飯塚　英明

本籍埼玉県さいたま市北区奈良町131番地11、最後の住所埼玉県上尾市大字大谷本郷441番地16、死亡の場所栃木県日光市、死亡年月日平成23年11月10日、出生の場所埼玉県鴻巣市、出生年月日昭和30年１月23日、職業会社員

被相続人　亡　沼野　　等

催告期間満了日　平成27年３月３日

さいたま家庭裁判所

平成２６年（家）第６６２号

東京都渋谷区渋谷２丁目17番２号太陽生命渋谷ビル４階熊谷章法律事務所

申立人　熊谷　　章

本籍東京都杉並区堀ノ内３丁目185番地、最後の住所埼玉県ふじみ野市西２丁目10番27号　Ｆ・Ｉ・Ｓ上福岡、死亡の場所埼玉県川越市、死亡年月日平成25年12月３日、出生の場所東京都杉並区、出生年月日昭和30年３月６日、職業無職

被相続人　亡　相川日出夫

催告期間満了日　平成27年３月13日

さいたま家庭裁判所所川越支部

平成２６年（家）第７１５１３号

東京都港区虎ノ門３丁目10番４―810号山口雅主法律事務所

申立人　山口　雅主

本籍神奈川県横浜市栄区桂台北2081番地40、最後の住所東京都渋谷区幡ケ谷３丁目23番６号　ＢＬＯＯＭ・ＨＡＴＡＧＡＹＡ203、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日平成25年６月21日頃から30日頃までの間、出生の場所東京都町田市、出生年月日昭和44年８月29日、職業不詳

被相続人　亡　松浦　史明

催告期間満了日　平成27年２月27日

東京家庭裁判所